

参考資料

令和4年第2回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 49 号	堺市市税条例及び堺市手数料条例の一部を改正する条例	1
議案第 50 号	堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例	9
議案第 51 号	堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第 52 号	堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	19
議案第 53 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	21
報告第 3 号	堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	23

< 議案第 4 9 号 堺市市税条例及び堺市手数料条例の一部を改正する条例 >

堺市市税条例（昭和 4 1 年条例第 3 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
<p>（市民税の申告等）</p> <p>第 1 8 条 第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、法第 3 1 7 条の 2 第 1 項の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第 4 8 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。</u>）若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 3 1 3 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 1 7 条第 2 項の規定により控除すべき金額（以下この</p>	<p>（市民税の申告等）</p> <p>第 1 8 条 第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、法第 3 1 7 条の 2 第 1 項の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第 4 8 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）で法第 2 9 2 条第 1 項第 8 号の控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。</u>）若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せ</p>

条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第8条の2に規定する者については、この限りでない。

2～7 (略)

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第33条 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「令和3年新法」という。)第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和3年新法第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 令和3年新法第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

て雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第17条第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第8条の2に規定する者については、この限りでない。

2～7 (略)

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第33条 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「令和4年新法」という。)第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和4年新法第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 令和4年新法第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和3年新法附則第15条第16項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第15条第27項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第15条第27項第2号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和4年新法附則第15条第15項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第15条第26項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第15条第26項第2号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

6 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第15条第27項第3号イからハマまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第15条第30項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に令和3年新法附則第15条第34項の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和5年3月31日までの間に設置された令和3年新法附則第15条第35項の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第64条に規定する政令で定める特例対象資産に係る同条の条例で定める割合は、零とする。

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に新築された令和3年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で

6 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第15条第26項第3号イからハマまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第15条第29項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に令和4年新法附則第15条第33項の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和5年3月31日までの間に設置された令和4年新法附則第15条第34項の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された令和4年新法附則第64条に規定する政令で定める特例対象資産に係る同条の条例で定める割合は、零とする。

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に新築された令和4年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で

定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条
条で定める割合は、3分の2とする。

(熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受け
ようとする者がすべき申告)

第3条の5 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅
について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第10項に規
定する熱損失防止改修専有部分について同項の規定の適用を受けよう
とする者は、当該熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に
係る熱損失防止改修工事(同条第9項に規定するものをいう。以下こ
の条及び次条において同じ。)が完了した日から3月以内に、次に掲
げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる
書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用の額及び政令附則第12条第3
1項に規定する補助金等の額

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書
を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用
を受けようとする者がすべき申告)

定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条
条で定める割合は、3分の2とする。

(熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を
受けようとする者がすべき申告)

第3条の5 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住
宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第10項に
規定する熱損失防止改修等専有部分について同項の規定の適用を受け
ようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専
有部分に係る熱損失防止改修工事等(同条第9項に規定するものをい
う。以下この条及び次条において同じ。)が完了した日から3月以内
に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各
号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用の額及び政令附則第12条
第31項に規定する補助金等の額

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申
告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理
由

(特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適
用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条の2 令和3年改正法附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

第3条の5の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。)附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（納税証明書交付手数料）</p> <p>第11条 地方税法（昭和25年法律第226号。第13条において「法」という。）第20条の10に規定する証明に関し、次に掲げる手数料として次の金額を請求者から徴収する。</p> <p>納税証明書交付手数料 1件 300円</p> <p>（その他の税務関係手数料）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧に係る手数料 1件 300円</p> <p>(3) 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記録されている事項に関する証明書交付手数料 1件 300円</p>	<p>（納税証明書交付手数料）</p> <p>第11条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条及び第13条において「法」という。）第20条の10に規定する証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）に関し、次に掲げる手数料として次の金額を請求者から徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書の交付については、この限りでない。</p> <p>納税証明書交付手数料 1件 300円</p> <p>（その他の税務関係手数料）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳（同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）に係る手数料 1件 300円</p> <p>(3) 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記録されている事項に関する証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）に係る手数料 1件 300円</p>

<議案第50号 堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例>

堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成18年条例第40号）新旧対照表

現行	改正後（案）						
<p style="text-align: center;"><u>堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「<u>法</u>」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、<u>法第4条第1項の規定</u>により公表された準則に代えて適用すべき準則（以下「<u>市準則</u>」という。）を定める。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法</u>において使用する用語の例による。</p> <p>（<u>対象区域並びに緑地及び環境施設の面積率</u>）</p> <p>第3条 <u>法第4条の2第1項</u>に規定する区域の<u>範囲及び区域の区分</u>ごとの割合は、次の表のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>堺市工場立地法第4条の2第1項及び国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「<u>立地法</u>」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、<u>立地法第4条第1項の規定</u>により公表された準則に代えて適用すべき準則（以下「<u>立地法市準則</u>」という。）<u>及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第20条の2第1項の規定</u>に基づき、<u>既存準則に代えて適用すべき準則</u>（以下「<u>特区法市準則</u>」という。）を定める。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>立地法及び特区法</u>において使用する用語の例による。</p> <p>（<u>立地法市準則に係る対象区域並びに緑地及び環境施設の面積率</u>）</p> <p>第3条 <u>立地法第4条の2第1項</u>に規定する区域の<u>範囲並びに区域の区分</u>ごとの<u>緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合</u>は、次の表のとおりとする。</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">区域</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">緑地の面積の敷地面積</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">環境施設の面積の敷地</td> </tr> </table>	区域	緑地の面積の敷地面積	環境施設の面積の敷地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">区域</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">緑地の面積の敷地面積</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">環境施設の面積の敷地</td> </tr> </table>	区域	緑地の面積の敷地面積	環境施設の面積の敷地
区域	緑地の面積の敷地面積	環境施設の面積の敷地					
区域	緑地の面積の敷地面積	環境施設の面積の敷地					

	に対する割合	面積に対する割合
(略)		

2 製造業等に係る工場又は事業場（以下「特定工場」という。）の敷地が前項の表に規定する区域及びそれら以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における同項の規定の適用については、それぞれの区域の当該敷地に占める面積の割合（以下「敷地割合」という。）につき、第1種区域又は第2種区域の敷地割合が最も高い場合には、当該区域に係る規定を当該敷地について適用し、それら以外の区域の敷地割合が最も高い場合には、当該敷地についてこの条例の規定は適用しない。

	に対する割合	面積に対する割合
(略)		

2 特定工場の敷地が前項の表に規定する区域及びそれら以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における同項の規定の適用については、それぞれの区域の当該敷地に占める面積の割合（以下「敷地割合」という。）につき、第1種区域又は第2種区域の敷地割合が最も高い場合には、当該区域に係る規定を当該敷地について適用し、それら以外の区域の敷地割合が最も高い場合には、当該敷地についてこの条例の規定（立地法市準則に係る部分に限る。）は適用しない。

（特区法市準則に係る緑地及び環境施設の面積率）

第4条 特区法第20条の2第1項の規定により事業実施区域において既存準則に代えて適用すべき緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区分	緑地の面積の敷地面積	環境施設の面積の敷地
	に対する割合	面積に対する割合
第1種区域における特例既存工場	100分の10以上	100分の10以上
第2種区域における特例既存工場	100分の5以上	100分の5以上
第1種区域又は第2種区域以外の区域における特例既存工場	100分の15以上	100分の15以上

(ガイドライン)

第4条 市長は、緑地及び環境施設（以下「緑地等」という。）の割合を緩和すると同時に、緑地等の質的充実を図るため、法市準則に係る緑地等の設置に関する指針（以下「ガイドライン」という。）を策定するものとする。

2 市長は、法第6条第1項本文の規定による届出又は法第8条第1項の規定による変更の届出をしようとするものに対し、ガイドラインに

備考 この表において「特例既存工場」とは、昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（同日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場であって、同日後に新たに特定工場に該当することとなったものを含む。以下「既存工場」という。）のうち、前条第1項（同項の規定が適用されない既存工場にあつては、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条）に定める緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を満たさないものをいう。

2 特例既存工場（前項の表の備考に規定する特例既存工場をいう。以下同じ。）が同表に規定する区分のうち2以上の区分に該当する場合における同項の規定の適用については、当該特例既存工場の敷地のうちそれぞれの区分に該当する部分の当該敷地に占める面積の割合が最も高い部分の区分に係る規定を、当該特例既存工場について適用する。

(ガイドライン)

第5条 市長は、緑地及び環境施設（以下「緑地等」という。）の割合を緩和すると同時に、緑地等の質的充実を図るため、立地法市準則及び特区法市準則に係る緑地等の設置に関する指針（以下「ガイドライン」という。）を策定するものとする。

2 市長は、立地法第6条第1項本文の規定による届出又は立地法第8条第1項の規定による変更の届出をしようとするものに対し、ガイド

に基づき、地域の環境の向上に資するような緑化をするよう協力を依頼するものとする。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(新設)

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する算式により行うものとする。

(新設)

ラインに基づき、地域の環境の向上に資するような緑化をするよう協力を依頼するものとする。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(適用除外)

2 工場立地法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出があった特例既存工場のうち、当該届出に関して、同法第4条第1項の規定により公表された準則の規定（緑地等のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関するものに限る。）又は当該準則に代わるものとして同法第4条の2の規定に基づき定めるこの条例の規定に適合すると市長が認めたことがある特例既存工場については、第4条の規定は、適用しない。

(経過措置)

3 既存工場（第3条第1項の規定の適用を受けるものに限る。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同項の規定に適合する緑地等の面積の算定は、附則別表第1に規定する算式により行うものとする。

4 特例既存工場において、生産施設の面積の変更が行われるときは、第4条第1項の規定に適合する緑地等の面積の算定は、附則別表第2に規定する算式により行うものとする。

附則別表

- 1 既存工場が、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる一の業種に属する場合

区分	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
(略)		

2・3 (略)

(新設)

附則別表第1

- 1 既存工場が、法準則別表第1の上欄に掲げる一の業種に属する場合

区分	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
(略)		

2・3 (略)

附則別表第2

- 1 特例既存工場が、法準則別表第1の上欄に掲げる一の業種に属する場合

区分	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第1種 区域に おける 特例既 存工場	$G \geq (P/\gamma) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第2種 区域に おける	$G \geq (P/\gamma) (0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.05 -$	$E \geq (P/\gamma) (0.05 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.05 -$

特例既 存工場	$(G_0/S) > 0.05S - G_1 >$ 0のときは $G \geq 0.05S - G_1$ と し、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$(E_0/S) > 0.05S - E_1 >$ 0のときは $E \geq 0.05S - E_1$ と し、 $0.05S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第1種 区域又 は第2 種区域 以外の 区域に おける 特例既 存工場	$G \geq (P/\gamma) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (G_0/S) >$ $0.15S - G_1 >$ 0のときは $G \geq 0.15S - G_1$ と し、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (E_0/S) >$ $0.15S - E_1 >$ 0のときは $E \geq 0.15S - E_1$ と し、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

2 特例既存工場が、法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

区分	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第1種 区域に おける 特例既 存工場	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S) >$ $0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (E_0/S) >$ $0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、

	$0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第2種区域における特例既存工場	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0 / S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (E_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (E_0 / S)) > 0.05S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.05S - E_1$ とし、 $0.05S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第1種区域又は第2種区域以外の区域における特例既存工場	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0 / S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
<p>3 附則別表第1第3項の規定は、前2項の表に規定する算式について準用する。この場合において、附則別表第1第3項中「既存工場」とあるのは、「特例既存工場」と読み替えるものとする。</p>		

堺市緑の保全と創出に関する条例（平成22年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（適用除外）</p> <p>第31条 前2条の規定は、都市計画法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為、堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年条例第81号）第2条に掲げる行為、<u>堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成18年条例第40号）第3条第2項に規定する特定工場の設置に係る行為及び市長が特に認める建築行為等については、適用しない。</u></p>	<p>（適用除外）</p> <p>第31条 前2条の規定は、<u>工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項本文に規定する特定工場の設置に係る行為</u>、都市計画法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為、堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年条例第81号）第2条に掲げる行為及び市長が特に認める建築行為等については、適用しない。</p>

< 議案第 5 1 号 堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例（平成 1 4 年条例第 1 5 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（法第 3 4 条第 1 2 号の条例で定める開発行為に係る区域）</p> <p>第 3 条 法第 3 4 条第 1 2 号の条例で定める開発行為に係る区域は、市街化調整区域（開発行為の目的が次条第 6 号に規定するもの場合は、規則で定める既存集落の区域）の全域とする。ただし、<u>政令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを除くものとする。</u></p>	<p>（法第 3 4 条第 1 2 号の条例で定める開発行為に係る区域）</p> <p>第 3 条 法第 3 4 条第 1 2 号の条例で定める開発行為に係る区域は、市街化調整区域（開発行為の目的が次条第 6 号に規定するもの場合は、規則で定める既存集落の区域）の全域とする。ただし、<u>政令第 2 9 条の 9 第 1 号から第 6 号までに掲げる区域及び同条第 7 号に掲げる区域として規則で定める区域を除くものとする。</u></p>

< 議案第 5 2 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 >

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成 2 0 年条例第 3 4 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>

<議案第53号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条、第3条、第4条関係） 1・2（略） 3 上下水道事業管理者の附属機関				別表（第2条、第3条、第4条関係） 1・2（略） 3 上下水道事業管理者の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会	本市が発注する委託業務（建設工事に関連する委託業務を除く。）に係る随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行う公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	業務ごとに10人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで	堺市上下水道局プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会	本市が発注する委託業務（建設工事に関連する委託業務を除く。）に係る随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行う公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	業務ごとに10人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
				堺市上下水道局未利用資産活用事業者選定委員会	上下水道局の所管する未利用資産の活用事業に係る契約の締結に当たり、当該事業ごとに行う事業を実施する者の選定についての審議及び審査に関する事務	事業ごとに10人以内	委嘱され、又は任命された日から事業を実施する者が選定される日まで

< 報告第 3 号 堺市市税条例の一部を改正する条例 >

堺市市税条例（昭和 4 1 年条例第 3 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第 2 8 条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>法第 3 2 1 条の 8 第 6 0 項</u>に規定する特定法人である内国法人に係る法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係 手続用電子情報処理組織による法人の市民税の申告については、同項から<u>第 7 7 項</u>まで及び施行規則に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 5 条 宅地等（法附則第 1 7 条第 2 号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当</p>	<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第 2 8 条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>法第 3 2 1 条の 8 第 6 2 項</u>に規定する特定法人である内国法人に係る法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係 手続用電子情報処理組織による法人の市民税の申告については、同項から<u>第 7 9 項</u>まで及び施行規則に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 5 条 宅地等（法附則第 1 7 条第 2 号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当</p>

該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～6 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の

該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～6 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税に

都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～6 （略）

あつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～6 （略）

令和4年第2回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

令和4年5月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-22-0076